

NEWS LETTER 号外

TIBOR の改革及び LIBOR の廃止がローン契約に与える影響

弁護士 藤田 剛敬

隼あすか法律事務所ニュースレター号外 August, 2017

2017年7月24日付けでTIBOR改革が実施されました。さらに、同月27日、2021年末にLIBORを廃止する方針という衝撃的なニュースも報道されました。

これらを受けて、ローン契約¹上の留意点を摘示します。

1. TIBOR の改革

2017年7月24日付で、改正後の全銀協TIBOR行動規範等が施行されました。TIBORはローン契約における適用金利を決定²するために頻繁に参照され、ローン契約でも規定される指標ですので、ローン契約上どのような手当てが必要となるか検討を要します。

(1) TIBOR 改革の概要

全銀協TIBOR改革により以下の変更がなされました。

- ① 提示レートプロセスの透明化
- ② 公表時間の変更
- ③ 2か月物テナーの廃止（2019年4月以降）
- ④ 個別リファレンス・バンクの提示レートの同時公表の停止

(2) ローン契約上の留意点

ローン契約との関係では上記②及び③を考慮する必要があります。

②について：

- ・公表時間の変更に伴い、CP充足確認及びローン実行のタイミングが現実的なものであるか、ローン契約上整合が取れているか。
- ・適用金利決定のタイミングに支障はないか。

CPの充足確認がエージェントの業務とされている場合、充足確認できないことはエージェントによるローン契約の債務不履行を構成する可能性もあります。CP充足の時間的現実性ととも、ローン契約の当事者の義務がどの範囲で影響を受けるのかも合わせて確認する必要があります。

¹ プロジェクト・ファイナンス、PFI、不動産流動化等で作成されるローン契約を想定しています。

² TIBORやLIBOR等の指標は「基準金利」を決定するもので、「基準金利＋スプレッド」である「適用金利」を直接には決定するものではありませんが、本ニュースレターでは表現を簡略化するために「適用金利を決定」と記載しています。

③について：

- ・ローン契約上 6 か月物テナーを使用していることが多いと思われるが、初回又は最終回の金利計算期間に端数が生じた場合に 2 か月物テナーが使用される可能性がある。
- ・端数の金利計算期間のテナーがフレキシブルに適用される建付けとなっているか。

全銀協 TIBOR の定義自体は変更されないので、TIBOR 参照それ自体の観点からはローン契約の修正は不要と考えられます。一方で、上記留意点に関しては、既存のローン契約に手当てが必要になる可能性がありますし、新規にドラフトするローン契約では予め対応しておく必要があります。

(ご参考)

2017 年 8 月 1 日付け日本経済新聞朝刊第 5 面に TIBOR に関する記事が出ています。上記改革概要の①による影響と見られているようです。

2. LIBOR の廃止

2017 年 7 月 27 日、英国 FCA 長官が、2021 年末に LIBOR を廃止する方針であることを明らかにしました。LIBOR の「変更」ないし「修正」ではなく「廃止」であることから、ローン契約への影響は非常に大きなものになると考えています。

(1) ローン契約上の留意点³

- ・代替指標を自動的に適用することができる建付けとなっているか。
- ・そもそも代替指標を適用する旨の規定が機能するか。

代替指標の適用規定において、従前の指標と「類似の」指標に基づいて適用金利が決定される旨の規定があります。類似であるか否かは、当該類似しているとされる指標が当事者の合理的な意思に沿うものであるかという観点から判断されますが、そもそも LIBOR と算出方法すら異なる指標まで類似しているという合理的な意思に含まれるのかを考えなければなりません。合理的な意思の範囲を超えているのであれば、代替指標を適用する旨の規定は機能しないでしょう。

TIBOR 改革及び LIBOR 廃止に伴い、ローン契約が影響を受けることは想像に難くありません。対応の要否、対応案など提案させていただきますので、一度お手元のローン契約をご確認ください。

以 上

³ 代替指標の適用規定をどのように調整するかについては、本年 1 月に開催したセミナー「マイナス金利とシ・ローン契約～金利規定を機能させるための 5 つの必須ポイント～」で解説しました。ご参加いただいた方は、配布資料 B. 第 II. 「代替指標～指標が変更された場合の措置」をご参照ください。

配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま newsletter@halaw.jp 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

当事務所の連絡先

〒100-6004 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号霞が関ビル 4 階

電話: 03-3595-7070 / FAX: 03-3595-7105

E-mail: info@halaw.jp / URL: <http://www.halaw.jp/>

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。